



2020年5月15日

各位

会社名 フィールズ株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 山本 英俊
 (コード番号: 2767 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 経営管理部長 畑中 英昭
 (電話 03-5784-2111(代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し2020年6月17日開催予定の第32回定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社では、各事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としてまいりました。しかし、今般、中長期的な計画に基づく事業展開を強力に推進するため、現行定款第19条の取締役の任期を1年から2年に変更するものであります。
- (2) 上記(取締役の任期の変更)に伴い、現行定款第37条を削除し、引き続き、機動的な資本政策を図るため自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定(変更案第9条)および柔軟な株主還元施策を行うことを可能とする規定(変更案第39条)の新設のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(自己の株式の取得)</u>
第9条～第18条 (条文省略)	<u>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(任期)	第10条～第19条 (現行どおり)
第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期)
(新 設)	第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第20条～第36条 (条文省略)	<u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
<u>(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)</u>	第21条～第37条 (現行どおり)
第37条 当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。	(削 除)

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第 20 条の規定にかかわらず、2019 年 6 月 19 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2020 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020 年 6 月 17 日(水)

定款変更の効力発生日 2020 年 6 月 17 日(水)

以上

◆本件に関するご連絡先◆

フィールズ株式会社 経営管理部 IR 課

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号 渋谷ガーデンタワー

電話番号:03-5784-2109 FAX 番号:03-5784-2119